

林政審議會国有林部会  
第5回議事録

林野庁経営企画課

第5回林政審議会国有林部会  
議事次第

日 時：平成23年5月20日（金）16:00～18:00

場 所：農林水産省第3特別会議室

1. 開 会

2. 挨拶（林野庁長官）

3. 議 事

（1）参考人からの意見聴取を受けた議論の整理

（2）その他

4. 閉 会

○鈴木経営企画課長 経営企画課長の鈴木でございます。

定刻になりましたので、ただいまから第5回「林政審議会国有林部会」を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

それではまず、委員の出欠状況について御報告いたします。本日は、委員9名中、現在8名の委員に御出席いただいております。当国有林部会の定足数であります過半数を満たしておりますので、本日の国有林部会は成立しております。

また、前回に引き続き、専門的な立場から御助言をいただくため、武久部長にも御出席いただいております。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○岡田部会長 それでは、本審に引き続きの会合で本当にお疲れだと思いますが、どうぞよろしく活発な御議論をいただきたいと思っております。

再度、御紹介をいたしたいと思っております。

先ほどの本審におきまして、鈴木委員と藤野委員に改めて本国有林部会の委員としても追加をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、始まるに当たりまして、皆川長官からごあいさつをお願いしたいと思います。

○皆川長官 今日本審議会から続きましての大変長時間の議論に御出席をいただきまして、ありがとうございます。また、今日は2名の委員の方にこの部会の委員ということで、審議に引き続き加わっていただくということで、大変ありがたく思っております。

今日の本審議会の方でもいろいろな御議論がございましたけれども、まずは復興に向けてということで、今、政府を挙げて取り組みを始めておりますけれども、私どももその中で、森林・林業という立場から積極的に参画をしていきたいというように思っております。復興の構想会議の方にはいろいろなワークショップと申しますか、少しさまざまな専門的事項も含めて検討するような場もできてございまして、その中に私どものスタッフも行って、いろいろな御説明をさせていただいたようなことを今やっております。

また、海岸林ということで、いわゆる海岸での防潮林ということで、先人の方々が整備されてきた林があったわけでございますが、それが今回の災害でかなり被災をしていると。これをどう復興するかということについても、明日から専門的立場での検討を始めるとということで、明日、沼田次長、更には平之山治山課長が仙台の方に参りまして、現場も見て、どういった復旧、復興の在り方があるのかということについて専門の方々と一緒に考えるということを始めたいというふうに思っております。

私どもは、復興ということがどうなるのかということには、森林・林業が非常に深くかかわってくるはずだというふうに思っております。森林・林業再生プラ

ンといたしますか、また、今回の森林・林業の基本計画という中でも、私どもが復興に向けてどういう役割を果たせるのかということについての言及も少しさせていただきたいと思っております。今回、御審議いただきます、国有林部会での議論ということで、国有林の事業の在り方、また、特別会計制度の在り方ということまで踏み込んだ議論を今させていただいておりますが、これも民有林、国有林一体となって森林・林業が再生していくこと、また、それが日本の東日本大震災からの復興ということにかなり大きくかかわってくるのではないかとということにも考えてございます。

そういう意味で、林政の立場から国有林の在り方の議論が早く深まりまして、私どもの方にまた制度施策の改革という具体案をまとめようというようなお声としてお寄せいただけることを私どもも期待をしているところでございます。

大変長い審議になりますけれども、よろしくお付き合いいただければと思います。よろしく願いいたします。

○岡田部会長 ありがとうございます。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

この議事には「意見聴取を受けた議論の整理」となっておりますが、参考人からご意見をいただきましたのは前々回のことでございます。今回はそれを受けて、この国有林部会の委員各位から御議論をいただく、意見をいただくと、そういう機会でもございました。ですから、今回は参考人、そして前回、皆さんからいただいたようなさまざまな議論の上に立って、今後、この一般会計に向けて一体、何をどう整理しなければいけないか。あるいは目標とすべきところはどこなんだというところに焦点を絞りつつ議論ができればいいなと考えております。

それでは、事務局から、まず、資料に沿った説明をお願いしたいと思います。

○鈴木経営企画課長 それでは、私の方から御説明させていただきます。

まず、本日の資料でございますが、資料一覧を見ていただきますと「これまでの議論の整理」というのが1つでございます。

2番、3番につきましては、前回、委員の先生方から御質問があった事項についてのお返しということで資料を付けさせていただいております。「国有林材の伐採量と今後の見通しについて」、3番目として「国有林材の供給調整ポテンシャルについて」というのを資料として用意しております。

最後に「震災復興に向けた国有林の役割の検討」ということでございます。

それでは最初に、資料の1、2、3につきまして併せて御説明申し上げたいと思います。

まず、資料の1番「これまでの議論の整理」ということでございます。

これにつきましては、参考人の方々からの御意見に対して前回、委員の先生方から御意見をいただいたものを整理したものでございます。「議論の整理」という項

目がありますが、この整理に基づいて今後、細部について御意見を伺うこととしていきたいと考えております。この整理の仕方がおかしいのではないかとか、更に追加した方がいいといったような御意見等がございましたら、御指摘をいただきたいと考えております。

まず、1 ページ目「国有林の管理経営のあり方」ということでございまして「議論の整理」のところを見ていただきますと「国有林は林野庁が責任を持って一体的に管理経営し、公益重視の管理経営をより一層推進する」。

2 つ目「国有林野の公益的機能の一層の発揮、森林・林業再生の観点から一般会計で事業実施・管理していくことが必要」。

2 つ目の大きなパラグラフ「公益重視の管理経営のより一層の推進」ということでございます。

まず、その中の小項目といたしまして「国有林の森林計画・森林整備のあり方」についてでございます。これについては「国民から幅広い意見を聴取し計画に反映するため、案の段階から意見を求めるいわゆるPIを導入することについて検討」。

2 つ目「計画策定時にこれまでの実施結果を評価するシステムを導入することを検討」。

3 つ目「民有林と国有林が計画の案の段階から調整を行いより一層の連携を推進する」。

4 つ目「森林計画における適切かつわかりやすいゾーニングの実施」。

2 つ目の小項目「治山事業の推進」につきましては「民国連携による流域保全のための治山事業の積極的推進」「民有林・国有林を通じた災害復旧への迅速な対応のための森林管理局の機能強化、効果的な治山対策等を推進」。

2 ページ目。

3 つ目の小項目「生物多様性の保全対策・野生鳥獣被害対策の推進」でございます。

1 つ目「協定等を活用した民・国連携した生物多様性確保のための新たな仕組みの検討」。

2 つ目「民有林・国有林を通じた緑の回廊の設定及び管理受託等を含めた一体的管理を推進」。

3 つ目「モニタリング調査等の手法による森林資源管理の高度化の推進」。

4 つ目「より一層環境等に配慮するため溪畔林等における施業上の留意事項の明確化」。

5 つ目「民国連携した野生鳥獣被害対策の推進」。

4 つ目の小項目「国民への積極的な情報提供」。

「国民への積極的な情報提供により森林・林業への理解を得るとともに、国民に身近な情報（新緑、紅葉、冠雪など）、クマの出没予測につながるブナの結実情報

等を積極的に提供」。

3つ目の大きな項目「森林・林業再生への貢献」。

1つ目の小項目「林業事業体の育成」。

1つ目「地域の森林・林業再生を担う林業事業体を育成する観点から、事業の発注方法を工夫」。

2つ目「新技術の施行・定着など政策課題への取組を条件とした事業発注の検討」。

3つ目「低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及」。

3ページ目。

2つ目の小項目「木材の安定供給、供給調整」。

1つ目「国産材安定供給の中核として、国有林材の安定供給システムによる販売」とりわけ、システム販売等の手段を持っているわけですが「等による木材の安定供給の推進、新規需要の開拓」。

2つ目「材価の急激な変動時の供給調整の実施などセーフティネット機能の発揮」。

3つ目の小項目「国有林の組織・フィールド・技術力を活かした技術開発・人材育成の推進」。

1つ目「国有林の組織・フィールド・技術力を活かした森林・林業に関する人材の育成の推進」。

2つ目「国産材の安定供給等に向けた業務の見直し、林業の低コスト化に向けた技術開発及びその情報等の発信を推進」。

4つ目の小項目「森林共同施業団地の設定の推進等」。

「民有林の施業集約化にも資する森林共同施業団地の設定を推進」ということでございます。

4ページ目「大規模災害等への対応」でございます。これについては「大規模災害発生時及び復興時における国有林野の提供や復興用資材の提供、復興時の地元・被災者の雇用確保などの人的・物的貢献」でございます。

5番目の大項目「地域の振興等」でございます。これにつきましては「国有林の土地・森林・木材・事業の活用はもとより、組織・職員が山村にいることを活かした山村振興への貢献」ということでございます。

それでは、5ページをお開きいただきたいと思います。

「組織・要員、求められる人物像等」という項目でございます。これにつきましては「国有林に期待される役割を果たすために、現場に立脚した技術者の系統的な育成と、これを適正に評価する人事任用体系を構築」。

2つ目「組織・要員については、国有林の適切な管理経営はもとより、地域の森林・林業の積極的支援等国有林に求められる新たな業務を踏まえ、これらを適正に実施していく上で必要かつ合理的なものとする」。

3つ目「その際、現場管理業務を充実することとし、山守機能の確保等地域の期待に応えられるよう検討」。

4つ目「現場の管理にあたっては、地域において森林に詳しい者の知見を有効に活用する方策も検討」ということで、前回までの議論を整理させていただいたところでございます。これについて後ほど御意見をいただきたいと考えております。

続きまして、2つ目の資料「国有林材の伐採量と今後の見通しについて」でございます。これについては、まず、資料の説明に入ります前に、資料の中で、平成8年からは人工林・天然林の区分ではなくて、育成単層林・育成複層林・天然生林という区分を用いておりますけれども、今回は過去の統計資料と整合性をとるということで、育成単層林を「人工林」、育成複層林と天然生林を「天然林」として資料を作成しております。過去の流れを御理解いただくという意味で、そういう統計上の区分をさせていただいております。

それでは、御説明いたしたいと思っております。

国有林の伐採につきましては、森林計画等に基づいて事業を実施しているところでございます。それぞれの時代における国民の要請に応じてきたということでございまして、結果的には、平成13年度まで収穫量は減少をしてきたところでございます。

下の注意書きを見ていただきますと、昭和32年に国有林生産力増強計画、昭和36年に国有林木材増産計画というのがございます。これは、戦後の復興に対して、国民からの要請は、国が持っている国有林の木をたくさん出して、早く国の復興につなげるべきだという要請に基づきまして、こういった計画を立てたということでございます。結果的には、昭和39年に木材輸入の完全自由化というのが行われたわけですが、上の人工林面積を見ていただきますと、この間にどんどん人工林面積が増加しております。これは、いわゆる天然林を伐採して、人工林化を進めたということで人工林の面積が増加してきているということが見て取れるのではないかと考えております。

昭和48年のところがエポックメイキングになっておりまして、ここで国有林野における新たな森林施業というのが打ち出されております。これは、公害問題等を契機として、自然環境の保全等への要請の急速な高まりを受けまして、多面的な諸機能の高度発揮を旨とした施業の推進ということで、新たな森林施業を導入するというところでございます。この結果、伐区面積の縮小であるとか、伐区の分散、それから天然林施業の採用等、いろいろな施業の見直しが行われたわけございまして、結果的には、事実上、これが昭和36年の木材増産計画の修正を図ったということでございます。

これから平成10年の抜本改革に至るまで、矢印がありますように、一貫して収穫量が減少しておりますが、上の色の区分を見ていただきますと、とりわけ天然林の

収穫量が著しく減少しております。この期間にあっても、人工林の収穫量、いわゆる伐採量については横ばいで推移をしているということでございます。平成10年に抜本改革が行われて、木材生産機能重視から公益的機能重視の管理経営に転換をするということが行われたわけですが、これ以降、更に天然林の伐採量は減りましたが、逆に資源が成熟化してきたということから、人工林の収穫量といいますか、伐採量は、右下にありますように、これから増加に転じてきているということでございます。

2 ページ目。

平成10年に公益の管理経営の推進ということで、抜本改革を行ったわけですが、その際に収穫量の見通しを立てております。これについて、結果としてそれが合っているかどうかということでございまして、下に「平成10年の抜本的改革時の収穫量試算と実績の比較」という表を付けております。この際には、平成15年まで460万立方。実績といたしまして480万立方。平成20年にかけて670万立方でございますが、これについては、620万立方でございます。平成19年には720万立方、平成20年は704万立方でございます、平成21年は780万立方の収穫をしたということでございます。

今後の収穫量の見通しにつきましては、下のグラフに書いてございますように、平成21年が840万立方、それから1,190万立方、1,320万立方というふうに増加してくるということでございまして、今のところ人工林の成熟化とともに数量的にはほぼ一致していると、予定どおり上がってきているということでございます。

ちなみに、右側に現在の人工林資源の齢級別配置というのを書いてございますが、先ほど申しましたように、戦後の伐採した後人工造林を進めたということで、民有林と同じように山が1か所に立っているような形の齢級構成になっているということでございます。

次に資料3をお開きいただきたいと思います。

資料3は「国有林材の供給調整ポテンシャルについて」ということでございまして、国有林材で本当に日本の国産材の供給調整をするポテンシャルがあるのかどうかということでございます。

国有林材のシェアにつきましては、左側の上のグラフを見ていただきますと、国産材の供給量が大体1,800万台で推移していたわけですが、平成11～21年までおおむね20%弱、2割弱ということで供給量のシェアは推移しております。これは面積、蓄積とも全国の人工林の約2割ということでございます。

上の右側を見ていただきますと、それでも地域ごとに差があるのではないかと思います。勿論国有林の面積、蓄積の差が地域的にあるわけですが、我々の出先機関があります局ごとに並べたものでございますけれども、北海道・東北についてはやはり高いということで26%、中部局も25%、関東21%でございます。

が、一番低いのが近畿中国局で7%、四国で16%、九州で10%ということございまして、最も小さいところでも約1割のシェアを占めているということございませぬ。

こういった状況にあるわけですけれども、単一の森林所有者としてはやはり国有林が最大でございまして、3割を占めているということございませぬが、国全体の国産材の流通というのは地域だけでとどまっているわけではございませぬので、こういう広域的な視点の観点から供給するということになると、供給調整を行うには十分なポテンシャルがあるのではないかとこのように考えております。

3ページの右下に「クープマンの法則」というのが書いてございませぬけれども、やはり2割ということになると並列的競争シェア、26%ですと市場的影響シェアということで、ある一定量の影響を与える量を持っているということが言えるのではないかとこのように思います。

2ページ目。

それでは、これまで国有林材はこういった供給で何らかの役割を果たしたことがあるかということございまして、まず、左側でございませぬけれども、平成20年秋以降の世界的な金融危機ということで、住宅着工戸数が大幅に落ちました。100万戸台からいきなり80万戸を割れる状況になったわけですけれども、この際に木材需要が大幅に減少いたしまして、木材価格も急激に下落したわけございませぬ。

左側に九州の例を書いてございませぬけれども、丸太価格ということで、平成21年11月、いわゆる冬に入る前からどんどんどんどん価格が落ちてまして、立方当たり1万2,000円という価格が6月、7月には8,000円台まで落ちるということございませぬ。その後回復して徐々に戻っていったわけですが、我々の九州管理局からの原木供給につきましては、平成20年と平成21年を比較して書いてございませぬけれども、最初の出だしのところでもう既に価格が大幅に落ちていたということで、販売量を後ろに倒しまして、供給量を、販売月を先送りするというような販売方法を実際にはとってやってきたということございませぬ。四国局においても同じような対応をしたということございませぬ。

2つ目が、右側に「安定供給体制構築への寄与」ということございませぬ。これは、震災で合板工場が大分、被災を受けたのですが、なぜかという、合板工場自体は、ラワンを原料として合板をつくってましたので、すべて工場は港湾に立地するという形になっておりました。外材主導であった合板が国産材合板に転換していくわけですが、その際に、平成15年の数字を見ていただきますと、国産材の取引量というのは3万立方しかないわけですが、平成21年には35万立方までいきます。

ところが、一番最初の出だしは、やはり民有林材でなかなかまとまってこういった大量消費工場に届けることができなかつたということがございまして、国有林材が先導して一定量のシェアを供給してきたということございませぬ。それから徐々に

に消費量が増えてまいりましたので、国産材全体の供給量は増えていくわけですが、民有林の供給体制が整った段階で国有林の供給量はフェードアウトして、民有林材にその地位を変わっていただくというような形の供給体制をとったということでございます。これについては、我々の政策ツールとしてシステム販売というのを持っておりまして、企画競争によって選定して、協定を結んで行うということでございます。

こういった、1回、民有林材に地位を替わっていただいた後は、また新たに国産材を使っていただく新たな需要先というところに公募を振り向けるということで、民有林を支援する供給をつくっていただくということで考えているということでございます。

ちょっと質の違う資料を御説明申し上げましたが、資料1、2、3の説明を終了させていただきます。

○岡田部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました資料の1、2、3にかかわるところでの御質問なり、意見交換をしてみたいと思います。

議論の整理として、資料の1を出していただいていますので、こういう整理でいかどうか。あるいはもう一つ柱が必要だ、あるいはこの柱の中でいいけれども、こういうところが抜けているのではないかとか、参考人の方々からもたくさんの意見をいただきましたし、前は皆さんからも意見をいただき、その主に前回いただいたところの意見の整理ということでございます。

いかがでしょうか。

横山委員、どうぞ。

○横山委員 横山です。

最初にいただいた「これまでの議論の整理」の2ページ目を今、見ているんですけども、私がお話できそうなのは、この生物多様性の話のところぐらいなんですが、(3)の「主な意見」というところは、まさにこういうお話が出されたと思うのですが、右側の「議論の整理」というのも、これはこれからもう少し膨らませていくものだと思います。特に一番上の「協定等を活用した多様性確保のための新たな仕組みの検討」という、これは非常に研究をする価値があるものだと思います。

明後日は国際生物多様性の日ですけれども、どうやって生物多様性を地域ごとに確保していくのかということについては、欧米でもまだいい知恵がないんです。御承知のとおり、特にアジアのような人間がたくさんいて、一次産業とほかのいろいろな仕事すべて重なり合っている土地利用で、しかも生き物の種数は日本などでもイギリスなどの4～5倍は多いという特性を持っているところで、どうやって現代的な生活を維持しながら生物多様性を確保していくのか。これについては、方法

論をこれから提案し合っていかななくてはいけない国際情勢だと思えます。

したがって、日本の林野庁では特に森林生態系を維持し、そこからの生物多様性の効果の最大を目指すというか、最大の生物多様性の効果を得るためには、どういう森林の管理をしていくのがよいのかという、かなり大上段に目標設定をした、あるいは志を持ったものに変えていってほしいというのが1つです。

それから、ちょっと細かい話になりますけれども、その中の4つ目の「○溪畔林等における施業上の留意事項の明確化」もとても重要なことなんですけれども、これも御承知の方は多いと思えますが、溪畔林みたいなものというものがなくなってしまっている場所というのが多いんです。これは、過去のいろいろな林木利用というので溪畔林をなくしてしまっているというところが多いんです。あるいはなくした後が全部もとの溪畔林ではなくて、例えば柳の林に置き換わってしまっているというような。柳の林も溪畔林なんですけれども、全く別なものになってしまっていて困っているという場所もあります。

したがって、ここは溪畔林のどこが保全上最も緊急性が高いのかとか、あるいはどこの溪畔林は現状維持が重要で、どこの溪畔林は植生の改善というか、復元というのが目的になっているというような、溪畔林ならばイコール配慮というような意味合いではなくて、こういう溪畔林のようなある特殊な機能を带状に持っている森林というのに特に注意を払っていく。その注意の払い方の極めて科学的な研究とか、施業の方法の技術的な検討とか、こういうものを明確にすることが大事だという表現にさせていただくといいのではないかと思います。

以上です。

○岡田部会長 ありがとうございます。

大変貴重な、具体的な提案も含んだ意見でありがたいと思えます。

そのほかいかがでしょうか。

黄瀬委員、どうぞ。

○黄瀬委員 勿論国有林というのは申すまでもなく、国の重要財産でございますから、国・林野庁が責任を持って一元的かつ一体的に管理をするということは当然でございます。

3 ページの木材の安定供給にかかわる部分でございますけれども、これは、私たち製材業界は御承知のように二極分化しておりまして、このシステム販売が非常に重要であるというふうに思います。といいますのは、大手は数が順次増えてきておるわけでございますけれども、実は零細といいましょうか、5人以下の小さな製材工場は、そこには物語がございます、5人のときは人を雇用しているわけです。2名でも3名でも雇用しているんですけれども、今それをほとんど他人はもう雇わない、雇えないという状況の極みを得ていまして、例えば両親と息子さんと3人でやっているとか、最近ではその息子さんも。私なども次々雇うわけなんですけれども、

雇わざるを得ないようになっていますが、自分たち親は一生これでやっていけるけれども、子どもの方も何とか勤めさせてほしいというような話がたくさん出てまっているのが現状でございます。特にそういった小さいところは、原木市場でしか買えないわけです。ですから、大手が原木市場へたくさん入ってまいりますと、当然、市場を荒らすわけです。単価がすごく違います。だから、小さな製材工場は生き残れないという状況でございますので、このシステム販売は、直接、製材工場へ入るわけですから、市場を荒らさない役割を緩和する役割がございますので、是非これを拡充していただきたいと思います。

それと、特にここの下を書いてある、（４）森林共同施業団地のことでございますけれども、今、山の方も、民有林も非常に疲弊しているという現状がございます。山村地域の振興あるいは雇用対策も含めると、やはり国の方に積極的に取り組んでいただきまして、特に民有林と国有林の森林管理署共同施業団地を更に拡充していただきたい。そして、この流域管理システムの下で、ここにも書いてございますけれども、森林施業の共同化、国産材の安定供給、更には林業事業体の育成と確保という点は、非常に積極的に取り組んでいただく必要があると思います。

５ページ目の人材育成、職員に絡むところでございますけれども、国有林野事業の職員数という推移は、本当にこんなに下がるかという激減の一途であるわけです。ここの資料には入っていないわけですが、その激減の中で基幹作業職員と言われます、いわゆる現場職員の方が800人台というぐらいの、全国でその程度しかないということでございますので、もうこれ以上削減されるとさまざまな影響が出るのではないかと思います。

今後、民有林とどんどん連携を深めるということからいけば、やはりこの森林整備等の体制づくり、そして国有林の適切な管理を進めるためには、こういった現場職員を林業技師として正しく位置づけをしていただき、責任ある人材確保とその育成に配慮をしていただきたいと思います。

今後とも、この国有林野の事業を適切に進めるためにも、必要な人件費や事業経費はすべて一般会計から負担すべきであると思います。そして、林産物等の収入に対しましては、債務の元金返済に充てていくという形がふさわしいのではないかと思います。

以上でございます。

○岡田部会長　ありがとうございました。

大変大きなところから地域のこと、それと1つ具体的な提案がありましたのは、3ページの安定供給、供給の調整にかかわって、現在のシステム販売とは違う、もう一つの言わばシステム販売みたいなことで、中小の地域の製材を守るシステム販売の御提案でございました。

どうぞ。

○鈴木経営企画課長 今のはちょっと、中小の方は原木市場からしか買えないので、そういう部分は残してほしいという御意見と伺ったのですが、それでよろしいでしょうか。

○黄瀬委員 はい、そういう意味です。

○岡田部会長 国有林が直接そういうところもケアするような、そういう販売の仕組みということではないですか。

○黄瀬委員 市場は、今、小さな製材工場は、やはり特殊な寸法の原木だけをねらって、それを買うことによって、例えばヒノキの1つの化粧台のこの部分だけをやるとか、そういったところで、ニッチマーケットの部分で生きている人が多いので、国有林でやっても、ちょっとそういった特殊な材は結構そういった市場へも流していただきたいと思います。

○鈴木経営企画課長 若干お答えしますと、今、システム販売を行っていますのは、新たに需要を開拓しなければいけないという、いわゆる一般材、並材と言われるものです。それとか、製材用に向かないB材とか、それからチップ用材とか、そういうものを対象としてやっております、需要者に評価差があるものについては、やはりそれなりの別の手法をとってやっていきたいと思っております。

ちなみに、現在のシステム販売については、山元から中間土場等をつくりまして、直接大型トレーラーで運べるようにということで、そういった意味でも流通コストを下げて、山に還元する仕組みというのをつくっていかうと考えております。この取り組みを何とか民有林サイドにも広げて、我々国有林の取り組みを民有林さんの方にもノウハウを移転していきたいし、逆に一緒に共同施業団地を組んでやっていくという方法も考えていきたいということでございます。

○岡田部会長 そのほかいかがでしょうか。

藤野委員、どうぞ。

○藤野委員 今のと少し関係するんですけども、国有林を買う場合に今のシステムだと支払いが割とすぐにちゃんと払わなければいけないという仕組みの中で、それこそ小さな素材生産業者さんが立木を、山を買えないというか、資金があるときにしか買えないという仕組みがある。特に今、東北で復興のために少しでも早く木材を用意しておかないと、建築の材料というのは、ある程度、時間が必要ですから、昨日伐って今日出すというのが難しい折に、少しでも多くの素材生産業者さんがかかわれたらいいなという思いが私にはあるんです。その仕組み自身を、勿論国有林は国民の財産ですから、買うだけ買って、伐れるだけ伐って、お金を払わないなどということがあったら困るんですけども、もう少し柔軟に、最初は1割でいいとか、あとは3か月ごとに払えばいいとか、③のところに事業の発注方法の工夫とか、事業発注が書かれているので、それをある程度の規模の業者さんしか入れない仕組みではなく、もう少し柔軟に入れる仕組みに具体的にしていけるような目を持ってい

ただけたらと私は思っていますが、それはどうなのでしょう。現状はそんなことないのでしょうか。

○川端業務課長 業務課長でございます。

前々回でしたか、同じようなお話を提起されて、たしか参考人の方から少しお答えをしたような形になっているかと思いましたが、今お話があったように、国有林の立木を購入する場合には、売買契約締結後に、伐採前に支払いをいただくわけでございますけれども、これにつきましては、国有林だけではなくて、民有林の立木を購入する場合においても同様に森林所有者の方に立木代金を前払いというのが一般的だというふうに私どもも承知しております。

ただ、今お話がありましたように、零細な方々がそうしたお金の心配、そういったものがあるかと思えますので、そういった問題につきましては、立木の購入代金などを低利で融資する資金といいますか、金融といったものも準備されておりますので、通常、そういったようなものを使われて、運転資金などを使われながらそうした操業資材をうまく回しているというふうに考えております。

○藤野委員 私もノースジャパンさんのお話もお聞きして現状というのを少し聞いてみたのですけれども、お金を借りるとか、融資を受けるという手続も非常に厄介であるということもまたお聞きし、決して払わないわけではなくて、回していく間にお金を用意できて払っていけるというような柔軟な仕組みもあっていいのではないかということでございます。

○川端業務課長 私どもの立木販売につきましても、買い受けされる方がそういうような状況であれば、一定の条件で延納措置といったようなものも一応、準備はございます。限度はあろうかと思えますけれども、延納措置でありますとか、そういったようなことで対応できる部分はあると思っております。

○鈴木経営企画課長 追加でお話申し上げますと、やはり立木を売る場合にたくさんの方が参加された方がそれなりの価格というのがきちんと出るわけですし、それで地元の方も参加しやすいようにという体制をとるとするのは我々も当然でございますので、参加しやすい条件というのを準備するということが大事だと思っております。

そういう意味では、やはり運転資金の手当をどうするかということ。結果的には運転資金の手当をどうするかということですので、その点、いろいろな制度を工夫の中でどういうことが更に検討できるかというところは検討したいと思えますが、民有林の場合は恐らく3、4、3ぐらいの支払いの形態があって、最終的には、最後の丸太を手形で回収したりして、金が1回戻ってからもう1回投資するという形になっていると思えます。そういう意味で、事業拡大がなかなかしづらいということを知っておりますので、そこら辺、どういう運転資金をうまく活用できるかどうかということを検討してみたいと思えます。

○藤野委員 ありがとうございます。

○岡田部会長 では、合原委員、どうぞ。

○合原委員 国有林が一般会計になるということで、国有林の在り方というのはいろいろ議論があって、私もいろいろな方に御意見を聞いてみました。

基本的には、一般会計になってしまうということと、例えばシステム販売とか、立木入札というマーケットで売り上げを上げるという、その整合性をどこでとるかという問題で、皆さん基本的には、構造改革が必要ではないかと。例えば林野庁というのは日本のジャパニーズ・フォレスト・ミッションで、森林全体をおさめるところであっても、黄瀬さんなどは、現実的にはシステム販売というのがとても有用であるということは、私も十分認識しておりますし、私も国有林のシステム販売に入れてもらって、民間との連携ということで、住友に売却したりとかして、それは極めてリーズナブルなやり方だとは思いますが、立木入札の場合は、立木の段階で民間に移ってしまうわけです。例えばシステム販売の場合は、買った業者さん、例えば中国木材であったり、セイホクさんであったり、業者さんの間に素材生産する人が入ってしまうのですが、その素材生産する人たちに対してお金を払うのは国有林なんですね。それで、素材生産の人たちは、この仕事はとてもおいしい仕事だというふうに結構言っています。

それは、私ども民間が、例えば立米1万円で売りましたと。そうすると、現場に、伐採搬出とか、林道、作業道などを含めた経費は、1万円で売ってしまった場合だと、幾らシステム販売でも、所有者利益だとか、中間利益が必要なので、7,000円とか、6,000円でしか現場に渡せないわけですね。国有林の場合は、例えば1万円で売っても、1万円とか、1万1,000円で現場に渡せるという仕組みがある以上は、そこはやはりアンリーズナブルな仕組みであると私は考えるので、思い切ってシステム販売の手法を入れた立木入札というか、立木の段階での伐採権を民間に手渡すとか、そういう形で、官と、マーケットと、パブリックな仕組みとをきちっと分けて、マーケットはマーケットできちっと見ながら需要と供給の安定を林野庁サイドでチェックしてつくっていくという。マーケットというのは意外と賢いので、すべて民間であればもしかするともしかすることもあるし、反対にもしかしないときの需給調整をどうするかというのは、極めて外材が入ってきたときでも結局は悪くなってしまうというのは、国有林も民有林も一緒なので、そこはやはりもっと工夫する考え方がひとつあるのではないかと。

基本的には、私が言いたいのは、やはりマーケットにかかわることというものをどう位置づけていくか。例えば今の資本主義というものというふうに皆さんが思うのであれば、資本主義プラス $\alpha$ というものを第一次産業に入れたときのせめぎ合いのきちっとした理論的根拠というものをそこに置いておいて、やはり社会的資本としての森林は必ずきちっと守らなければいけないけれども、国有林の中では、私が

前に申し上げたように、リーダーシップをとる考え方は、やはり環境というか、森林の豊かな造成であり、保護であるというふうにするので、経済林のところの面はもうちょっと民間の機能を活用した形で国民の負担を下げていくという方法で、そうすると民有林政策とか、地域政策がそこで一体化していく。もっと活性化していく方向性が出るのではないかなと思う。私はいろいろな方と議論しながら、基本的なそこのところを突っ込まないと何も変わらないかなと思ったりします。

すみません、コメントみたいになって、何というか、1つ1つの考え方というのは別に正しいとか、不適合とかは思わないのですが、構造的な問題がそのままずっと流れていってしまうと、意外といい方向にいくものも非常になかなかうまく、早くいかないのではないかなという危惧がございます。

○岡田部会長 大変難しい問題提起をいただいているかと思えます。マーケットのメカニズムを国有林がどう利用するかというか、対処するか。あるいはそこと一線を画すのか。この基本的なところですね。ですから今すぐ結論は出ないと思えますし、御意見をたくさんいただきたいのですが、非常に重要なテーマ、問題提起をいただいたと思えます。

○鈴木経営企画課長 若干お話申し上げたいと思えます。

まず、出だしのところのコストの問題については、やはり今の生産性を高めていくというのが再生プランの中でも非常に大きな課題でございます。勿論伐採だけではなくて、造林のコストを含めてコストの削減に取り組んでいくということが非常に重要だと思えます。

そういう意味では、国有林のまとまりという面で、1人1日10立方以上出しているところも間伐でも出てきておりますので、そういった意味で、我々はやはり今ある、ちょっと表現は悪いですがけれども、業者さんにおいしい仕事だと思われぬようにちゃんとやっていきたいというふうにも思っておりますので、とにかくコストは我々も下げたいというふうにも考えております。その下げた、うまくやった結果については民有林でも波及できるように、その業者さんが使えるような技術を身につけていただきたいというふうにも思っております。

それから、2つ目のマーケットの件については、先ほどの議論の中でもありましたが、木材の供給量自体が8,000万立方を超える供給量と国産材のマーケットが50%以上という、両方のダブルでかかっているわけで、そういう意味では、民国の両方を合わせて、とにかく国産材の自給率と量を上げていかなければいけないということですから、我々としては、民有林がたくさん出てくるという意味での支援に回ろうということが再生プランの中でもあらわれてきております。そういう中でマーケットをどうとらえるかというのは、実は、数字が余り正確ではないということもあります。国有林は全国組織ですので、そういったマーケット情報をどれだけ積み上げて、民間の方にも、民有林の方にも提供していけるかどうかというところ

ろも検討課題ではないかと。今後、一般会計化に向けて検討しているわけですが、そういった情報を提供するというのも1つの課題の大きなところだというふうに理解しています。

○岡田部会長 いずれにせよ、大変重要な課題のところですね。一方で国有林は民有林では供給できない材を供給するというそういう役目も大変大きいということも認識していますし、今回も書き込んでいます。

そのほかいかがでしょうか。

藤野委員、どうぞ。

○藤野委員 もう一つ、別のことなんですけれども、この資料2を見ていて、国有林の伐採量の変化を見ていますと、天然生林の伐採量がどんどん減ってきて、人工林の伐採量はそう変わらず、また近年では上がってきているというところで、この黄色の量がすごく減ってきているところがとても気になっています。

といいますのは、この天然生林という中には原生林だけではなくて、多分、以前、薪炭林として使われていた里山林であるとか、そこから家具用に大きなミズナラとかと切り出していたような森も含まれているのではないかと思います。切り出していたのか、いろいろな事情で伐らざるを得なかったのか。そういうものが循環しなくなってナラ枯れ等の被害が大きくなってきているということもまたお聞きしています。それで、里山林が荒れてきているということもこの循環型利用が行われなくなった結果であると私は認識しています。

そして、先ほどの会議の中でこれからチップの活用とか、どんどんまたこれから増えてきますし、バイオマスエネルギーとしても活用が増えていくという中で、やはり天然生林の広葉樹の伐採というのをもう少し、国有林が本気で考えなければいけないのではないかと。勿論奥山のブナを伐ってくださいと言っているわけではなくて、循環して守られてきた森を私たちの、日本人の営みがまた循環という形につながっていくような、決して緑をなくすのではない方法を取りながら、だから、樹種と場所を選びながら循環してほしいと思うので、この天然生林というか、広葉樹の伐採というのを国有林の施業というか、今後の方向の中にしっかりうたった方がよろしいのではないかと考えています。

もう一つ、私が建築の専門家の視点からいいますと、建築に使われる床材は広葉樹です。それが東京都杉並区のある小学校を追っていったところ、内装なんですけれども、壁は多摩産材を使っていて、床が広葉樹で、これはどこから出たのかと思ったら、合板工場は宮古でした。それで、宮古の合板工場に聞いたら、表面のカバ突き板は北海道でした。そしてその北海道の工場に今度聞いたら、カバというのは、基本的には天然生林ですと。それを大体、純林に近いところを30年ぐらいの間隔で伐って、かつらむきにするので、合板に適した間材がとれてという循環を行っているという話を聞いて、ああ、なるほど、無垢で使わなくてもいいのだというこ

とも知ったりして、建築に必ず必要な床材を広葉樹、特に東北にすごく多いですね。北海道と東北で7割ぐらい占めていると思うんですけども、この循環に今回の復興にも絡めて、広葉樹を使っていく方向性を国有林でうたい、それにまた民間がついてきたらいいなと思っているので、その辺りをしっかりうたっていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○岡田部会長 では、次長さん。

○沼田次長 国有林にとって天然林の伐採問題というのは昔からいろいろな問題が正直申し上げてございまして、一番有名なのは、昭和62年ぐらいの知床の伐採問題ということがあるわけでございます。

確かに、この伐採量の数字を見ていただいても、過去はかなり伐っていたという時代がございました。やはりいわゆる環境保全的な観点からも含めて、だんだんだんだん伐採量を減らしてきているというのが現実のところでございます。確かに、今の家具材とか、そういったものを初めとした地域の振興面も含めて、やはり広葉樹が必要なんじゃないかということなんですけど、今そういった家具材だとか、いろいろな製品、マーケットでちゃんと必要な製品として使える広葉樹というのはある意味、太い木になるものですから、択伐で回していても、単木で見ると、例えば100年を超えている広葉樹だとか、そういったものになりますので、私どもとしても、そういったものを伐採する、地域の要望に応じてもし仮に伐採するとしても、かなり慎重な取り扱いをせざるを得ない場所になってしまうということがあるかと思っております。

そういった意味で、大きな広葉樹を活用しようというのはなかなか書きづらい面があるんですけども、そういった意味で、何かをやるときには必ず事前の段階から、ここのペーパーにもパブリックインボルブメントの話も書かせていただいておりますが、ある意味、皆様方の意見を幅広く聞きながら森林の取り扱いを決めていくということを今より以上にやっていかないと取り組めないなというのが1つございます。

それともう一つは、今、里山再生みたいな観点で取り組むということは私どもとしても重要だと思っております、何がしかのものはやっていきたいと思っておりますが、今の里山は広葉樹でも、例えば30年とか40年、昔、薪炭林で切っていた山というのは基本的に皆伐をして、そこから芽が出てきている林でございますので、せいぜい30年とか40年とか、そういうぐらいの木ですので、なかなか直に家具用材とか、そういったものにはまだ使えない性格のものだと思っております。いろいろな若干の製材なり、例えば製紙用原料とか、そういったものを使っていくというようなことになろうかなと思っております。

ただ、いずれにしても、地域の森林・林業全体を再生していく中で里山にある資源も有効に活用していこうということは大事なことだと思っております。

いますので、いわゆる国有林としても協力できるところは協力をしていく必要があるだろうなと思っております。また、繰り返すようで恐縮ですが、そういったためにも、事前の段階で地域の方からいろいろな御意見を聞く仕組みというものの中で対応していく必要があるのかなと思っていますところでございます。

○藤野委員 広葉樹の伐採量が減ってきていることで逆に環境が悪くなっていることがないのかというのが私の心配の1つですが。

○鈴木経営企画課長 今、広葉樹の話をする、いろいろ混ざっていると思うのですが、奥山の、いわゆる天然で、本当の天然林の部分と、里山で、いわゆる我々で言うと、薪炭共用林野と呼んでいまして、地元の方々に薪炭を自由にとっていただくという形で契約しているものと2種類あります。里山というのは薪炭共用林野の部分に入りますが、実際は、日本の山の中の住宅そのものも、実はみんな石油ストーブになってしまっていて、今は薪をとらないのです。そういう薪炭共用林野というのは、実は、東北、岩手を初め、物すごい面積がありまして、これをどうするかというのをこれから検討していかなければいけない課題という部分になるのではないかと思います。奥の方の守らなければいけない天然生林については、広葉樹の部分については伐採量が落ちてきたというのは事実でございます。

併せて、製紙業界でいくと、針葉樹の国産材率は5割を超えているのですが、広葉樹については10%未満なんです。いわゆる印刷用紙とかは全部、ほとんど海外から輸入しているという状況にございまして、これを今後どうしていくかということを考えるということで、前回の再生プランの中に里山の再生という項目をわざわざ1項目起こしまして、その里山の再生の中で今後少し利用しながら再生をしていこうかというパラグラフをつくってあります。これを踏まえて、さっき言った薪炭共用林野のようなものをどうやって活用していくかというのを考えていく必要があるのではないかと思います。そういう意味では、地域のエネルギーとか、そういった分野に転換していくということもあり得ると思うんです。自分の家のまきストーブに入れるというだけではなくてですね。

○藤野委員 大体わかりましたが、国有林というものが、広葉樹、天然林もかなりの面積を占め、かつそこに使ってきた広葉樹林もあるという辺りを国民がもっと知って、それを維持していくためには使っていくことも必要だということがもう少し浸透すればいいなと思っています。

○岡田部会長 関連して。どうぞ。

○鈴木委員 今、藤野委員がお考えになるというのはかなりもっともなところがあると思うのですが、私の理解では、広葉樹を循環的に利用して、造林して、大径木で林業をやるというのは技術的にかなり高度だと思うのです。それは、私の知っている範囲では長期的に成功するという事はなかなかないので、一般にはお勧めはしない方がいいと思うんです。失敗して山が荒れてしまうから。それが本当

に上手にできるところというのは、かなり余裕があって、あるいは真剣にできる人がいるという、かなり条件が整ったところだとありだと思いますけれども、そういう森林管理がきちりできるという条件を一般に想像することは、私はかなり難しいのではないかなという気がします。それをスタンダードにしない方がいいのではないかなという気がします。一方では、経済的なのとか、あるいはお金の話もありますから。そういう印象を私は持っていて、その辺りが今の皆さんのお答えにもなっているのかなという感じがするんですけども。

○岡田部会長 藤野委員の問題提起は大変、実は、世界的に見ると、まさに藤野委員がおっしゃるとおりの潮流でというか、進んでいるんです。ですから、日本における特殊性というのがありますので、それをも踏まえて国有林野としてまず当面、20年なら20年の間、どういうことを、どんな現場を持ちながらモニタリングしていこうとか、そういう課題としては十分あり得ると思いますので、引き続き、課題にしたいなと私は思います。

○藤野委員 鈴木先生がおっしゃっていただいたことはごもっともなんですが、私が建築材にと申し上げている広葉樹の使い方は、決して大径木になるまで待てと言っているのではなくて、それは林分施業法でやっていけばいいと思うんですけども、床材に使っていくのもかつらむきをしながらやっていくところでの循環は、カバ材の場合は20年とか、そういうスパンだと聞いたので、そういうこともできるなど。また、育ち過ぎてしまったコナラが、実は、コナラは割れたり、狂ったりして、家具には向かないといっていますけれども、育ち過ぎてしまったコナラは実は使えるというのも家具をつくっている方から聞いたりしたので、昔と姿がちょっと変わってきていて、用途もちょっと違ってきているのかなとも思っていますので。このぐらいにしますけれども。

○岡田部会長 貴重な意見をありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 先ほどのマーケットのことに戻りたいんですけども、私も消費者として木を買うとか、使う際の価格のことしかちょっと想像はできないんですけど、消費者として木の価格について思うことというのは、適正な価格であるということと、あとやはり安定しているということをもみんな望んでいると思うんです。それから、供給側の丸太の値段が下がりました上がりましたとか、そういうことは余り関係なく、訳あって高いとか、訳あって安いとか、そういう情報をもっと出していくということが木づかいをするとき、木づかい運動の一環の中でもすごく重要なことだと思っていて、お寿司屋さんのすごい立派な木のカウンターを見ると、これはどこの木ですかとか、高いんでしょうとか、そういう会話になって、コミュニケーションが生まれるんですけども、実家で親が日本の木で家を建てたんだと自慢で見せられて

も、全部で幾らしたのということしか私なども聞かなくて、木が幾らかとか、そういうことを考えない。柱が幾らだろうかということ、子供にも木が幾らぐらいなのかということがわかりますし、勉強机を買うときにもいい木だから高いと、長く使うと、そういう説明をしていくということがとても大事だなというふうに思っていて、今、一生懸命木を使いましょうということだけが先行していますけれども、価格というのも消費者に意識をしてもらおう機会とか、そういうことも連動して考えていくべきかなということを経済の資料を拝見して思いました。

もう一つは、先ほどの2ページ目の一般会計になると、透明性とか、競争性ということで入札が行われるわけなんですけれども、そのときに、本当に透明性が第一義になって、すべてこれで切られていくみたいなのがちょっとなきにしもあらずというのがこの林業の分野だけに限らずあるんですけれども、事業を継続させていくということと、あと、参加される業者さんを疲弊させないというのが一番の目的でもあるというふうに思っていますので、価格以外の評価の部分で、総合落札方式とかいろいろありますけれども、そこをできる限り明確にして、本当にマーケットからの要請でこういう決め方をしているんだということが説明できるような、そういう組み立てをしていくとみんながうれしいメカニズムというふうになっていくと思います。非常に難しく、理想論ではあるんですけれども、そういう精神的なことはみんなで共有しておくといいのかなということを思います。

○岡田部会長 貴重な意見をありがとうございました。

そのほかいかがですか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 委員になったばかりで、またこの件はそれほど専門でもございませんので、躊躇があるんですけれども、先ほどの価格のところでは、やはり1つは、安過ぎでもだめだし、高過ぎでもだめだということがあるわけなんですけれども、そのところを民業圧迫でもなくて、かつ、だけど一般会計だということではもともと大きなギャップがあるところですので、今ここにあるこれまでの議論の整理というところに書いてある辺りだけで説明がまだちょっと足りない気はするんです。もう少しわかりやすく、あるいはもともとの矛盾の存在はこういうところにあるぐらいのことは書いて、その上でこういう点はこういう手法によって克服しますということと、組織であるとか、あるいはその仕掛けによって克服しますとか、その矛盾の解決策をこう考えているというようなのを書くのかなと。ちょっと一般論で恐縮ですが。

あとは、ここにパブリックインボルブメントとか、評価システムとか、そういうのがありますけれども、これがどのぐらい内々でやる話なのか、あるいはどのぐらいの外が入る話なのか。時と場合によってわかっている人でないといけない部分もありますし、時と場合によれば全く知らない世界の人に判断してもらおうということも

ありますし、この件についてはどの辺りが適当なのかという外部評価の外部性の程度というようところが実は、今いろいろなところで問題になっているかと思いますので、その辺りをできればもうちょっと踏み込まれた方がいいのかなというような感想でございます。

○岡田部会長 何かありますか。

どうぞ。

○鈴木経営企画課長 後半の部分の外部評価の在り方については、平成10年の抜本的改革以降、それ以前よりはかなり外を入れているんですが、現状がどうなっているかというのをきちっと整理をして、今後どう考えるかという部分はまたたたき台をきちっと整理しながらお示ししていければなというふうに考えております。我々もこれは非常に大事なことなので、身内にかつてやってきたというのは事実でございますので、そこら辺はきちっとやっていきたいというふうに思っております。

それから、前半の部分につきましては、やはり今までの参考人さんの御意見の中に更にそういう問題点をきちっともうちょっと明らかにして、だからこっちなんだということも説明するには重要だと思いますので、そこは整理の仕方を少し考えていきたいというふうに思っております。

○岡田部会長 そうですね。1点目は大変重要な御指摘で、要するに、調整するにしろ、セーフティネットだというにしろ、事実についてどういう方法論を採用しているんだ、するんだという、ここの整理というのがやはり必要だと。

合原委員。

○合原委員 先ほどの意見と違ってちょっと細かい、先ほどの広葉樹の話なんですけど、私も九州なんで、東北とか北海道のブナだとか、富良野の演習林だとか、随分見させていただきました。富良野の方は今、大学が大変だから一生懸命、採算ベースに合うように伐採とかをやっていますが、里山で、白神山地はともかくとして、山形県小国町とか、いろいろなところへ行くと、昔は地元の人たちが入って、少しずつ利用して、例えばおわんをつくったりとか、だからブナシメジもいっぱいあったんだけど、今は天然更新というか、もう自然に年をとったら死んでしまっただけで、うまく林内がきれいにならないので、ブナシメジとか、そういうキノコ類もすごい少なくなっちゃったという話を聞いたりするんです。

だから、そこら辺はやはり、それは多分、国有林か入会林なんですけど、里山の先ほどおっしゃった貴重な、いろいろなものがあるときに、里山整備というか、いわゆる広葉樹林の利用というのを促進する。それは民間はすぐにはそういうことができないですね。売れるか売れないかわからない。でも、そういうのを国有林の役割としてやって、利用する方々に提供していくという1つの流れをつくると、従来あった日本の、例えば大分県日田市では、今非常に評判の悪いヤブクグリスギというのは、戦前では、うちの蔵の中にあるたんすは全部、ヤブクグリスギなんです。

それはなぜいいかという、本物の木でつくったたんすは50年たっても、薄く剥いで、きれいに塗装すれば再生して立派なたんすになるわけですね。そういう技術というのは日本にずっとあったわけです。民間の中でも特殊な工芸品ではなくて、いっぱいあった木の利用。多分、藤野さんがおっしゃったのはそこら辺の、それをもう1回そういうものを呼び起こして、多様に、外材にすべてシェアをとられた、いろいろなものを周りにある木で。しかも、その木を全部伐ってしまっただけ山にしたり、変えるわけではなくて、少しずつ利用することによって、より林分も人間にとってやさしい森林になるとか、そういう役割というのは民間のちょっとした、ひいひい言っている人間はできないので、それを全体的に国などはやはりリーダーシップをとって定着していくと、今度はそれが反対に地域の方に定着していくと地域のいろいろな産業だとか、技術の活性化にまたつながるかなという感じがいたします。

○岡田部会長 ありがとうございます。

広葉樹についてもやはりきちっと議論をしなければいけないというふうに私も思います。

もしなければ私も追加で1つだけ意見を述べさせていただきたいなと思います。

4番目の大規模災害等への対応のところでございます。

先ほど長官からも冒頭の御挨拶にあったのですが、海岸林ですとか、あるいは海岸林を含めたさまざまな防災林の再生の検討というのが今いろいろな角度で進んでおりますが、国有林としても積極的に、例えば県ですとか、市町村、民有林の所有者等を支援するという、こういう側面で1つ項目を立てておいていただけるとありがたいなと、このように思います。

それでは、時間のことをだんだん気にしております。

続きまして、今日の次第にありますように、もう一つの項目がございます。「震災復興に向けた国有林の役割」ということで、今の件にもつながる問題でございますが、事務局から御説明をお願いいたします。

○鈴木経営企画課長 それでは、右側の下に4と書いてある資料があると思います。

「震災復興における政府の対応」というのが頭についております。この資料で御説明をしたいと思います。

まず、復興に取り組む基本理念、実施体制を定める復興基本法案を5月13日に閣議決定して、国会に提出するという事になっております。また、前の本審の方で御説明しましたように、第一次補正予算が5月2日に成立をしております。更に、震災の復興構想会議というのが設置されておまして、これで復興構想について現在審議をしているということでございまして、その中の第5回（5月10日）に「復興構想7原則」というのが決まっております、これを6月末ごろまでをめぐって提言を取りまとめるということになっております。

それが「復興構想7原則」と書かれているものでございまして、原則1～原則7というところになっております。とりわけ「(注)」のところを書いてありますように「国有林と関係がありうる部分を赤字とした」ということとございまして、原則の第1ということとございまして、ここに「鎮魂の森」という表現が出ております。

原則の2に「地域・コミュニティ主体の復興を基本とする」。

原則の3に東北の資源の「潜在力を活かして、技術革新を伴う復旧・復興を目指す」。

原則の4といたしまして「災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設」ということとございまして。

原則の5というところに「大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す」と、こういった大原則が書かれているところとございまして。

1枚おめくりいただきたいと思っております。

この「復興構想7原則」をポイントといたしまして、では、それに対応して国有林として考えられる対応というのは何かということと右側に書かせていただいております。

まず、国有林はこの地域に、上にありますように、国有林の持つリソースである国有林野、いわゆる森林資源、そして土地、それと組織。これは全国ネットで技術力を持ち、地域の事情に精通して木材需給等の情報収集能力があるということとございまして、これを活用して、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型の地域の建設等に貢献していきたいということとございまして。勿論、これについては、地域の要望が第一とございまして、地域のニーズにこたえていくということが大事なことではないかと思っております。国有林につきましては、かつて過去の災害におきましてもいろいろな貢献をしております。三陸大津波のときにも特別に林道事業とか、そういうので地元の雇用をしたり、防災林の造成とか、いろいろな形の貢献をしております。そういうのを、過去の経験等を踏まえまして、右側に整理させていただいております。

まず1つが「国有林野の活用・防災林整備」でございまして、まず「復興用地等として国有林野の活用に積極的に対応」ということとございまして。現在、復旧の段階では、瓦れき置き場であるとか、仮設住宅用地ということと国有林を提供しております。とりわけ宮城県を中心に400ヘクタール以上の土地を地元の自治体に無償で貸し付けをしております。今後、復興していく、復旧から復興の場合に同様に国有林の土地を活用していただくということが貢献できるのではないかと思っております。それから、2つ目が「技術力等を活用した海岸防災林の再生に積極的に対応」ということとございまして、国有林の治山技術者は全国にありますので、県庁であるといざというときのために大量の技術者を抱えておくというのは県庁とし

ては非常に難しい対応でございます。こういったときに集中投下してやっていくことができるのではないかと。更に自治体にこれ以外にやるのがたくさんあるということであれば、要請に応じては国でお手伝いしていくということが重要ではないかと思っております。

2つ目が「被災自治体への支援」ということございまして、ニュース等でもありますように、自治体そのものが、職員とかが亡くなられたりいろいろあるわけで、そういう意味で、我々に応援してくれということであれば、ニーズに応じて被災自治体の民生支援を変わって応援していくことができるのではないかというふうに考えております。

3つ目が「被災地域の国有林資源・フィールドを活かした被災地復興」でございます。

まず1つ目が、とりわけ岩手とかを見ていただきますと、地形が三陸海岸などは、海、即山なんですね。そういう意味で、林業での就業機会を拡大していくことが必要だということございまして、今、再生プランの加速化をやっていかなければいけないという時期にちょうど当たっているわけですけれども、そういった中でも、零細な林業事業者ではオペレーターの要請がなかなかできないというようなこともございますので、こういった林業機械のオペレーター等の人材を育成するには、国有林のフィールドを幅広く使っていただくことができるのではないかと。

2つ目が被災地域におけるエネルギー等としてということございまして、今、再生エネルギーということで話題になっているわけですけれども、こういったエネルギー源として国有林からの木質バイオマスの利用拡大に協力していくと。そういう意味で、先ほど薪炭共用林野の話がありましたけれども、こういった地域のエネルギー源というふうに考え方を少し変えていくこともできるのではないかと。いわゆる個人の利用から地域全体としての利用という意味でできるのではないかと。いうふうに考えております。それから、3つ目が漁業・農業再生のための必要な資材の供給ということございまして、養殖業は巨大な被害を受けておりますけれども、養殖のいかだ等についても、小丸太であるとか竹というのが使われるわけですけれども、そういったものについても協力していけるのではないかと。いうふうに考えております。

次が「被災地域における雇用の確保」ございまして、これはかつての災害の際に地域での雇用が何といたっても必要だということで、臨時の補正予算等を組みまして、事業を実施して、被災者の雇用を図ってきたということございまして、こういった中で路網整備の前倒し実施とか、森林整備の実施を通じて被災者の雇用を図っていけるのではないかと。とりわけ、先ほどもありましたけれども、林業の雇用、人件費率というのは非常に高い産業でございまして、ほかと違って人件費の割合が非常に高いというのが特徴でございますので、こういった貢献ができるのではない

かと。

最後に「全国的な視野での国有林材の円滑な供給」ということでございまして、勿論加工業の復興のための補正予算が組まれているわけですが、復興していくためには、非常に大事なものは、量と時期がタイムリーに出なければいけないということございまして、こういった機動性を、勿論民有林さんの供給と状況を見ながら我々としても協力できるものは協力していくことができるのではないかとこのように思っております。ちなみに、杭丸太については前回お話ししたように、大体、50万本ぐらいはもう既に仮設住宅用に供給をしているという状況でございます。

もう1枚めくっていただきますと、参考として「被災3県における国有林野事業の概況」というのが書いてございます。この地域、岩手県・宮城県・福島県については、やはり国有林野率が非常に高くございまして、森林面積でいくと国有林の面積は39%。人工林でも33%あるということございまして、こういった非常にポテンシャルが高い地域でございますので、国有林のフィールド、人、組織を使って復興に役立てていくことが十分可能ではないかと思っております。

下に「被災3県に関する国有林と地方自治体の職員数」とございまして、岩手県・宮城県・福島県に国有林としては、142人、53人、144人ということございまして、こういった数字を見ていただくと、林務の担当職員と比較しても非常に多くの職員を我々も持っているということございまして、ただ、大きく違うのは、国有林の職員についてはこれに事業の発注とか、いろいろなことをやっております、実際には県の職員の調整だけではなくて、地域でいうと森林組合とか、事業体の役割も十分担っているということが言えるのではないかとこのように思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○岡田部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして質問、御意見ございますでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 防災にかかわるということで2点ほどコメントしたいと思います。

1つ目は、先ほど部会長も御指摘されましたけれども、やはり海岸防災林の再生というのが従来からの林野が持っている技術を背景に、大変重要なのではないかとこのように思っております。

1つは、被災地は雄鹿半島より北側のリアス式海岸の部分と、それより南側の一般の海岸の部分があって、対応はかなり異なると思うんですが、特に南側の方の宮城県から犬吠崎に至るまでの長い海岸線沿いにずっと海岸林があって、海から陸の奥へ向かっては、海岸林があって、農地があって、住宅地、あるいは市街地があるという順番になっています。ただ、農地と市街地というのは混在しているので、これからそれをどういうふうに分けていって、それぞれの集積性を高めるとか、

あるいは農業生産を高めるとか、農政と市街地開発の方が非常に大きなベクトルがあるんですけども、それは実は、海岸林というバッファゾーンがあって、それをセットに考えるときにそれぞれが、いいプランができていくはずで、必ず海沿いのプランというのをセットにしておく必要があるだろうというのが海岸林が大事だという意味。私の考える1つ目の意味です。

2つ目は、今度は、海岸線に沿って、海岸林というのはずっとつながっておりまから、これは何回か前の会議で横山委員が指摘されましたけれども、生物のコリドーであるというような機能がもう一つあります。だから、海岸に沿った方向と、それから海から内陸への方向というのがあって、2つの意味で大事である。幾つかの市町村では、そういうプランもあるようですけれども、つながっている海岸線ですから、一つながりになるべくプランを立てるとか、あるいは将来はそれを管理するとかというのが合理的なはずなので、そういう意味では、市町村を超えたプランを調整できるという。とすると、やはりこの国有林になるのか、林野庁の行政ということになるのかわかりませんが、そういうかなり大きな出番があるのではないかとということが1点です。

それからもう一つ、ちょっと話が変わりますが、地震で山が崩れまして、土砂災害というのがあるわけですが、これがどうも、林野でも十分情報はお集めだろうと思いますけれども、三陸のリアス式海岸のところは割と海岸沿いの崖崩れというタイプが多い。宮城県辺りに行くと住宅地が地すべりで、昔、谷を埋めて家を建てたようなところが崩れている。それが福島県の南の方から茨城県、栃木県辺りに行くと、山が斜面崩壊という形で起きているとか、地域性が大分あるようです。その斜面崩壊というか、山崩れが起きているような、今のお話でいうと南の方になりますが、そういうところで1か所ぐらいかもしれないのですが、森林を伐った、割と伐採跡地というようなところで崩れたところがある。これはたまたまなのか、そうなのかというのをこれからチェックしなければいけないところです。ただ、そこが伐採地であるということでもあるんですけども、中の作業道がどうついているかとかというのは、外からわかりやすいとか、見やすい格好になっているようです。そういうものの影響があるのかないのかということも、これから議論になるかもしれません。ただ、これは限られた事例だと思いますので、きちんと調査をして答えを出していきたいと思っております。

情報提供も含めて、ちょっと長くなりましたが、コメントでございます。

○岡田部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○皆川長官 鈴木先生の海岸林のお話は、まさに我々も今回、検討会議の中でも、ずっと場所ごとにもかなり役割も違った、あと、所有の現況も違っていたりするわけです。国有林がかなり持っているところもあるし、それが平行的にあったりとか、

いろいろあるわけです。そういった中で地域ごとにどういった復旧、復興の姿があるのかということと、それから、その手法としても国有林の場合は民有林の、国有林の技術力を生かして復旧する手法として民有林直轄治山事業ということで、国有林が県からの要請を受けて事業実施をしてしまうという形態があります。岩手・宮城内陸地震のときに荒砥沢ダムというところに物すごく多量の土砂が、山の山腹が崩壊をして押し出してきたというところを我々国有林が今直しております。そういった事例もごございますので、そういった手法もある。場合によれば、そういった所有関係も少し見直した上でということも起きてくるかもしれない。そういったようなことも考えている。

あと、農地と、それからそれ以外の土地利用ということと併せて、例えば先ほども林帯幅を増やすということになりますと、当然、今は森林現況でないところに森林を造成するということになりますので、場合によれば、そこは農地との関係での土地利用を調整しなければいけない。また、そこまでしてしまいますと、今度はその中での農地と市街地の区分の話にもなってくるということで、それを特別にそういった、いわゆる用途を見直していくようなことも特別の立法措置として要るのではないかとということで、農林水産省の方でも、それからまた国土交通省とも連携して、そういった法制度についても検討していますので、そこら辺を併せて駆使していくということなのかなと思っています。

それから、山腹崩壊の話では、今回の場合、いわゆる本震といわれるものは地震動の結構、長周期のものだったということで、いろいろと盛ったところが云々とかということにもなっているので、その後にあった、もう1回、余震であった直下型で山腹崩壊が特に福島県の南部の方で起こっているということは実態として把握しています。ただ、私どもが認識しておりますのは、確かに伐採跡地の部分に関係するところでの崩壊はあったのですが、どうもかなり直下型の特性もあって、伐採の表面が崩れたというよりは、かなり深層崩壊的に、山腹のかなり深いところからごっそりやられているというケースのようでございます。その具体的な場所がどこに当たるのかという辺りはまた後で、もし何かあれば教えていただきたいのですが、そんなことなのかなと思っています。そういう意味では、今回の地震自体では、かつての岩手・宮城内陸地震のような山腹崩壊的なものの大きな甚大な災害ということには幸いにしてなっていないのかなと。ただ、当然、今回、さまざまなところで直下型で、長野県でも起きていますし、4月11日の大きな余震の災害等々もどういった対応であったのかということについてはしっかりと検証していきたいというふうに思っています。

○岡田部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 先ほどの400ヘクタールの国有林の瓦れき置き場とか、仮設住宅にというお話を御説明いただいたんですけれども、今回の震災で経済的な打撃というのが非常に大きくて、できれば、国有林として可能な土地を住宅にとどまらず、産業界ですとか、あと、地元の企業への再生のための用地として貸し出すとか、あるいは売却をすとか、そういう形で柔軟に積極的に対応するというのもあってもいいのではないかなというふうに思います。今回こういう事態ですので、公益的機能とのバランスということもかんがみとりながら、震災の復興に寄与するということが大きく貢献できると思いますので、是非御検討いただければと思っています。

もう一つ、若者の雇用というのも是非力強くスタンスとしてとっていただけるとありがたいなと思っています。地元ですと高校を卒業して就職される方の就職先がないというときに、農業高校とか、林業のことを勉強していらっしゃる学生さんも結構いるというのを前の資料で拝見して、興味とか、関心とか、情熱とか、知識を持った若者というのを、これから長く働いてくれる人なので、人数が多目だと、ほかに業界に比べてということがありましたけれども、人の手がないと森は守れませんので、そういうことも十分広く理解をいただきながらも、雇用というのには後ろめたさを感じず、力強く言っていただくということがあってもいいのかなと希望ですけれども、と思っています。

○岡田部会長 ありがとうございます。

実は、私もう一つ今の田中委員にかかわることで提案をさせていただきたいなと思っています。それは、今の雇用も去ることながら、本審のところでも議論をいただいたフォレスターについては随分イメージがあって、いろいろな研修の仕組みだとか、制度が随分と具体化しています。しかし実際には、この作業をしてくれる人たち、オペレーターみたいな、そういう層がやはり大事なんです。そこで、これだけ東北に国有林が集中していますし、国有林がある基盤をきちっとつくってくれないと逆に山村も山村としての地域経済というのも基礎的なところができないという、そういう環境にありますので、是非とも国有林にオペレーターないしは、プランナーないしは、作業職員、専門性を持った人たちを教育する「学校」と言っているのか、逆に横文字で「スクール」と言った方が新しさが出るのかもしれませんが、そういう学校の設置を検討いただきたいと、このように私も強く要請をしたいと思います。

横山委員。

○横山委員 関連していいですか。横山です。

そういう学校は、全国に必要だと私は思いますので、震災地でまずつくるとするのは大事ですけれども、全国的にやられるといいのではないかと思います。

それから、今、資料をいただいて、国有林と地方自治体の職員数という、この表を見て、やはりこんなにすごいのかと思ったのですけれども、市町村の職員の数が

たったこれだけしかいらっしやらないのかということです。一般に私も普段の仕事で町村役場によく行くんですけども、林務の方の人数は極端に少なく、今ここのなどで、宮城県というのには40町村ぐらいあると思うんですけども、それで50人ということは、1つの役場に1人しかいないという町村役場が随分あるのではないかと感じるんです。しかも、その1人の人が類似のポストと兼務しているということが大変多いので、林務のポストの方といえども、林業のことだけやっているわけではないという、そういう方が多いです。そういうところの中で、新聞に出ているような役場の機能がなくなるという、あるいは町の人たちが毎日生きるということに手を貸していくということに専念するしかないという、そういう状況になっている町村役場があると聞いておりますけれども、これでは多分、林政には全く手が回らないだろうと感じます。だとすると、先ほどの海岸林などももう一度、松林に戻すというところもあるでしょうし、先ほどの会議の中でも出たような、シイ、カシの林に戻した方が安全性は高まるのではないかと思います。宮城県などでは、関東局で議論しているんですけども、ありますし、こういう森林の復興の事業というのが決定的に遅れるであろうという感じがいたします。町村役場に人がいないがゆえに。

森林計画を策定するという、さっきの本審で話題になっていたああいう事務作業というのでもたくさん出てくる中で、この状態が続いていくということでは、森の日常の管理もできないし、計画も立てられないという、そういう市町村が続出するのではないかと危惧しています。ついては、これは都道府県とも相談をしないといけないのかもわかりませんが、もし国有林の人たちに少しでも余力があれば、例えば国有林からそういう市町村に計画をつくるスタッフを派遣するとか、あるいは出向させるとか、それからあるいは何らかの自治体の事務の委任を国が受けるというのがあるのかどうか私はわかりませんが、国の事務を市町村や自治体を受けるというのは聞いたことがあります。その逆というのが成り立つのであれば、市町村の林政部門の仕事を国有林が代替するというような、何かそういうようなことをして、担い手をサポートするというか、担い手の代替を行うというようなことができないのかと思いました。

そういうことをすることができたとすれば、市町村の海から山までの、海から奥山に向かったベクトルの森林の計画とか、あるいは南や北のほかの自治体とそろえて考えなくてはならない南北の森林の計画ですとか、そういう事業の円滑な実施というか、大きく見たときも、地域で見たときもつじつまが合っている森林計画というようなものをつくる一助になるのではないかと思います。そうやって市町村に仕事をする人というのがきちんといるという状態ができれば、その人が人を使えるでしょうから、被災地域で失業してしまった方々があれだけ多い中で、一時的でも、あるいは緊急的でも、雇用の確保にもつなげられるのではないかと思います。

何かそういう人的な援助、直接援助というようなものができないかと思います。

以上です。

○岡田部会長 ありがとうございます。

ちょっと時間がないので、上安平委員、どうぞ。短めに。

○上安平委員 なるべく短くします。

1週間ほど前なんですけれども、壊滅的な被害を受けた三陸のカキの養殖をやっている方、初めに再開第1号が出たというニュースが流れました。私はそれを見たときに、ちょっとこれだと思ったんですけれども、カキのいかだは、今も鈴木さんがおっしゃっていたように木と竹でできているんですね。そのときに、漁業の養殖業者の方がおっしゃっていたのは、そのとき種付けしても1年半後にしか収穫はできないんだそうです。ですから、多分、かなり焦っておいでのになるし、しかもたくさんいらっしゃる養殖業の方がみんな今すごく焦っているんですけれども、みんな流れが復旧じゃなく復興だと言ってしまって、みんな新しくつくるんだと言われているんですけれども、実際の被害者はとりあえず昔の生活に戻してほしいという願いがすごく強くて、だから、普及を何とかした今までの暮らしをしたいという願望が非常に強いんだそうです。そうになると、今までのカキ養殖業者の人がみんな新しくカキをつくり出したら、結構な需要というのか、木材を供給しないと足りないのではないかという気がするんです。しかも、それをすぐにやらなければいけないと思うんです。とにかく、今やっても1年半後にしかお金にならないわけですから。ですから、今、鈴木さんは国有林をいかだにも活用しようかと考えているとおっしゃいましたけれども、それをなるべく早くやっていただきたい。入札制度にかけて選んで切り出していたら間に合わないのではないかと思いますので、そういう意味でも、例えば随意契約を一時的に導入してみるとか、そういうことも考慮に入れて考えていただけたらなと思います。

それともう一つ、国有林野で、国有林以外の林野の方ですね。あれを例えば農用地とか、酪農の草地として使えないものでしょうか。多分、農地としてみんな塩をかぶってしまったものと、相当、再建も大変なんだろうと思うので、国有林野のそれをそういうものに多少貸し出すのでも何でもいいんですけれども、使っていただくことはできないかなという気が今はしているんですが、いかがでございましょうか。

○岡田部会長 ちょっと待ってくださいね。

では、合原委員、短く。

○合原委員 多分、小さな市町村というのは、私も地元でよくわかるんですが、林業関係を割と森林組合に投げているんです。そこで予算も上げていますので、森林組合の人たちが結構やっているというのが実態なんで、そのバランスというのがあると思います。

○岡田部会長　それでは、お願いします。

○古久保国有林野部長　ただいまの話と、あと全般に簡単にお話ししたいと思いますが、土地の利用の関係、震災の関係はできるだけ柔軟に対応したいと思います。いろいろな用地のニーズがあると思いますし、それから、農業用地があるかもしれません。その辺りはいろいろな方法がありますので、まず、ニーズには応えていきたいと思います。それから、養殖のいかだの材料とか、そういったものもニーズがはっきりしてくれば速やかに対応したいと思います。

それから、復旧から先の話という、若者の育成ですとか、オペレーターの話をしていただきました。この辺りも私どももよく考えて、地域に向けて提案をしてみたいと思います。

それから、町村職員に関しては、県と国有林と一緒にあって当面、いろいろな事務を、市町村を支援しようということになっておりますし、その後は各市町村でフォレスターが何らかの形で定着するように進めていこうということになっていきますので、取り組んでいきたいと思いますし、また、被災の関係で特別な支援ニーズがあるところがあれば、人員に余裕はないんですけども、そこは柔軟に対応したいというふうに思います。

それから、次回以降の審議でございますけれども、今日までいただいたいろいろなニーズに関して業務の在り方ということで、分野ごとに幾つか議論をいただければと思いますし、それから、会計制度の関係などについても少し整理ができましたら一定の御議論をいただきたいと、こういうふうに思っています。その中で、これまで幾つかお話のあった中で、横山委員から生物多様性の話、これは一度、じっくりとお話をさせていただきたいと思います。

それから、森林施業団地、それから、職員の話がありましたけれども、現場の管理のためにどんな体制がいいのかということも、私どももよく考えてまいりたいと思います。

それから、田中委員の方から一般会計化したら契約が透明化して、味も素っ気もなくなるのではないかという感じのお話があったのですが、これは実は、一般会計でも特別会計でも実に味も素っ気もないわけですが、ただ、公共サービスとしてどうやって競争性と、それから地域貢献、その他の要素を組み合わせていくかというのが今、いろいろ工夫がされているところです。これは発注の場合です。それから、販売の方は、実は、今の仕組み、特会の方が単年度の収支にいろいろ追われたりして、何とか稼がなければいけない。そうすると市況を乱すとかということにもなりかねないと。もしくはもうちょっと本当は控えたらいいんですけども、難しいというようなことがあったりして、そここのところは一般会計化をすることによって、安定供給に対して裏方に回るといえるか、そういうことはよりよくできるということがあるのではないかなというふうに思います。

あと、幾つか広葉樹の話ですとか、あと、販売の在り方そのものの構造改革というお話が合原委員からありましたけれども、現在のところは、間伐の予算を重点的に確保しておりますので、従事していただいている皆さんは、私どもはこの仕事でよかったなど、そういう意味では、ほかの分野で公共投資が減っている中では、おいしいということではなくて、ありがたいということがあるんです。ただ、結果として、私ども販売の数量のかなりの部分が間伐材ということで丸太で出てまいりますので、この販売についてどういう政策的な運用ができるかというのが当面の課題。それとは別に立木販売については、景気がよいと落札されて、悪いと不落になると、こういう一定のマーケットメカニズムのもとで調整はされているんですが、これは今のところでは余りウエイトが大きくないものですから、それをどういうふうに政策的にもっと考えていくべきかということについては、当面というよりは少し先の課題として考えていかなければいけないのかなということ、今回はちょっと議論はなかなか難しいかなというふうな感じがしております。

以上でございますけれども、また次回以降、いろいろと議論していただければと思っております。

○岡田部会長 ありがとうございます。

部長さん、何かありますか。

○武久部長 震災に関して企業の情報開示というのがすごくタイムリーに行われているんですが、その中で災害による損失という形で復旧費用に関して見積もりをすべて出すというのを3月末までに各企業さんがやられています。その中で、それだけ開示すればいいわけですが、NTTさんなどを見ますと、非常に詳細なIR等を開示されています。それは、被災者の方にこういう計画で復興していくんだという情報を与えて、安心感を与えるという趣旨なんだと思うんですが、そういう中でなるべく情報開示を速やかにやって、これからの復興に向けたディスクローズというのを積極的にやっていただければというふうに思います。

以上でございます。

○岡田部会長 ありがとうございます。

大変長いことを本当に貴重な御意見をいただきました。

これで参考人を含めまして3回ほど議論をさせていただいておりますが、今日もまた新たな視点がいっぱい出てきておりますので、次回以降も議論を継続したいと、このように基本的な立場で思っております。そのほか、ひょっとするとまた状況が刻々と変わりますので、復旧から復興へ、しかし復旧も依然としてという、複線型でとか、周りからいろいろな意見も出てくるかもしれません。その都度、国有林野としての役割でしょうという、そういう要求要請もたくさん聞こえてまいりますので、皆さんには是非ともいろいろなアンテナを張っていただいて御議論をいただきたいと、このように思っております。

事務局からは今日の議論を簡単にまとめて読み上げよと、こういう指示があるんですが、残念ながら、6時で終わらせないと私も帰れませんので、ここで何とか終わりにしたいなど、こう思っております。

次回以降の予定につきまして事務局からお願いいたします。

○鈴木経営企画課長 第6回の国有林部会は6月23日木曜日、午後1時半からこの会議室において開催したいと思っております。議題につきましては、先ほどお話申し上げたとおり、少し資料を絞りまして、具体的な内容について御議論いただければと思っておりますので、

よろしくお願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。